資料3

九度山町
介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
（平成30年10月施行版）

要支援者については、平成29年4月以降に認定の更新等により要支援認定を受けた方についてのみ、総合事業のサービスコード表を使用します（認定の更新等までは、従前の介護予防訪問介護・介護予防通所介護のサービスコードを使用します。）。
移行期間中は、予防給付と総合事業が混在しますのでご注意ください。

訪問型サービス

1　九度山町訪問型サービス（みなし）サービスコード表（サービス種類コードA1）
平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。

2　九度山町訪問型サービス（独自）サービスコード表（サービス種類コードA2）
平成29年4月以降の九度山町訪問介護相当サービス指定事業者（平成27年4月以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業者など）が使用します。

通所型サービス

3　九度山町通所型サービス（みなし）サービスコード表（サービス種類コードA5）
平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。

4　九度山町通所型サービス（独自）サービスコード表（サービス種類コードA6）
平成29年4月以降の九度山町通所介護相当サービス指定事業者（平成27年4月以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業者など）が使用します。

介護予防ケアマネジメント（参考）

5　九度山町介護予防ケアマネジメントサービスコード表（サービス種類コードAF）
九度山町から介護予防ケアマネジメントの委託を受けた居宅介護支援事業者が使用します。

A1　九度山町訪問型サービス（みなし）サービスコード表（みなし指定事業所：平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた事業所）

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
A1	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費（みなし）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） 1,168単位			1,168	1月につき
A1	1113	訪問型サービスⅠ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		818	
A1	1114	訪問型サービスⅠ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	1,051	
A1	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合　×70%		736	
A1	2111	訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） 38単位			38	1日につき
A1	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		27	
A1	2114	訪問型サービスⅠ・日割・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	34	
A1	2115	訪問型サービスⅠ・日割・同一・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		24	
A1	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費（みなし）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週2回程度） 2,335単位			2,335	1月につき
A1	1213	訪問型サービスⅡ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		1,635	
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	2,102	
A1	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		1,472	
A1	2211	訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・要支援2（週2回程度） 77単位			77	1日につき
A1	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		54	
A1	2214	訪問型サービスⅡ・日割・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	69	
A1	2215	訪問型サービスⅡ・日割・同一・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		49	
A1	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費（みなし）（Ⅲ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） 3,704単位			3,704	1月につき
A1	1323	訪問型サービスⅢ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		2,593	
A1	1324	訪問型サービスⅢ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	3,334	
A1	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		2,334	
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） 122単位			122	1日につき
A1	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		85	
A1	2324	訪問型サービスⅢ・日割・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	110	
A1	2325	訪問型サービスⅢ・日割・同一・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		77	
A1	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費（みなし）（Ⅳ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） ※1月の中			266	1回につき
A1	2413	訪問型サービスⅣ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		186	
A1	2414	訪問型サービスⅣ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	239	
A1	2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		167	
A1	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費（みなし）（Ⅴ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週2回程度） 270単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで			270	
A1	2513	訪問型サービスⅤ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		189	
A1	2514	訪問型サービスⅤ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	243	
A1	2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		170	
A1	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費（みなし）（Ⅵ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週2回を超える程度） 285単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで			285	
A1	2623	訪問型サービスⅥ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		200	
A1	2624	訪問型サービスⅥ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	257	
A1	2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		180	
A1	1411	訪問型短時間サービス	ト 訪問型サービス費（みなし）（短時間サービス）	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） 165単位 ※1月につき22回まで			165	
A1	1413	訪問型短時間サービス・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		116	
A1	1414	訪問型短時間サービス・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	149	
A1	1415	訪問型短時間サービス・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		104	
A1	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の　15%加算			1月につき
A1	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の　15%加算			1日につき
A1	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の　15%加算			1回につき
A1	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の　10%加算			1月につき
A1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の　10%加算			1日につき
A1	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の　10%加算			1回につき
A1	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の　 5%加算			1月につき
A1	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の　 5%加算			1日につき
A1	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の　 5%加算			1回につき
A1	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算		200	1月につき
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算		100単位加算		100	
A1	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000　加算			
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000　加算			
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000　加算			
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90%　加算			
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80%　加算			

網掛け部分は、九度山町では使用しません

A2　九度山町訪問型サービス（独自）サービスコード表（新規事業所：平成27年4月1日以降に開設した事業所）

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
A2	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） 1,168単位			1,168	1月につき
A2	1113	訪問型サービスⅠ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		818	
A2	1114	訪問型サービスⅠ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	1,051	
A2	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合　×70%		736	
A2	2111	訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） 38単位			38	1日につき
A2	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		27	
A2	2114	訪問型サービスⅠ・日割・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	34	
A2	2115	訪問型サービスⅠ・日割・同一・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		24	
A2	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週2回程度） 2,335単位			2,335	1月につき
A2	1213	訪問型サービスⅡ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		1,635	
A2	1214	訪問型サービスⅡ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	2,102	
A2	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		1,472	
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・要支援2（週2回程度） 77単位			77	1日につき
A2	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		54	
A2	2214	訪問型サービスⅡ・日割・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	69	
A2	2215	訪問型サービスⅡ・日割・同一・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		49	
A2	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） 3,704単位			3,704	1月につき
A2	1323	訪問型サービスⅢ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		2,593	
A2	1324	訪問型サービスⅢ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	3,334	
A2	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		2,334	
A2	2321	訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） 122単位			122	1日につき
A2	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		85	
A2	2324	訪問型サービスⅢ・日割・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	110	
A2	2325	訪問型サービスⅢ・日割・同一・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		77	
A2	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費（独自）（Ⅳ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） ※1月の中で			266	1回につき
A2	2413	訪問型サービスⅣ・初任			網掛け部分は、九度山町では使用しません 責任者を配置している場合×70%		186	
A2	2414	訪問型サービスⅣ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	239	
A2	2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		167	
A2	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費（独自）（Ⅴ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週2回程度） 270単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで			270	
A2	2513	訪問型サービスⅤ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		189	
A2	2514	訪問型サービスⅤ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	243	
A2	2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		170	
A2	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費（独自）（Ⅵ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週2回を超える程度） 285単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで			285	
A2	2623	訪問型サービスⅥ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		200	
A2	2624	訪問型サービスⅥ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	257	
A2	2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		180	
A2	1411	訪問型短時間サービス	ト 訪問型サービス費（独自）（短時間サービス）	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） 165単位 ※1月につき22回まで			165	
A2	1413	訪問型短時間サービス・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		116	
A2	1414	訪問型短時間サービス・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×90%	149	
A2	1415	訪問型短時間サービス・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		104	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の　15%加算			1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の　15%加算			1日につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の　15%加算			1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の　10%加算			1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の　10%加算			1日につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の　10%加算			1回につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の　 5%加算			1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の　 5%加算			1日につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の　 5%加算			1回につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算			200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		

A5　九度山町通所型サービス（みなし）サービスコード表（みなし指定事業所：平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けていた事業所）

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
A5	1111	通所型サービス1	イ　通所型サービス費（みなし）	事業対象者・要支援1		1,647単位	1,647	1月につき
A5	1112	通所型サービス1日割				54単位	54	1日につき
A5	1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2		3,377単位	3,377	1月につき
A5	1122	通所型サービス2日割				111単位	111	1日につき
A5	1113	通所型サービス1回数		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	378単位	378	1回につき
A5	1123	通所型サービス2回数		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位	389	
A5	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき
A5	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき
A5	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき
A5	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240	1月につき
A5	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（みなし）を行う場合		事業対象者・要支援1	376単位減算	−376	
A5	6106	通所型サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	−752	
A5	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ロ　生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	
A5	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ　運動器機能向上加算			225単位加算	225	
A5	5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ　栄養改善加算			150単位加算	150	
A5	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ　口腔機能向上加算			150単位加算	150	
A5	5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ　選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A5	5007	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A5	5008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A5	5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A5	5005	通所型サービス事業所評価加算	ト　事業所評価加算			120単位加算	120	
A5	6107	通所型サービス提供体制加算Ⅰ11	チ　サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A5	6108	通所型サービス提供体制加算Ⅰ12			事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A5	6101	通所型サービス提供体制加算Ⅰ21		(1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	48	
A5	6102	通所型サービス提供体制加算Ⅰ22			事業対象者・要支援2	96単位加算	96	
A5	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1		(1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ハ	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A5	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48	
A5	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	リ　介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の59/1000 加算		
A5	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の43/1000 加算		
A5	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の23/1000 加算		
A5	6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A5	6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）		(3)で算定した単位数の 80% 加算		

網掛け部分は、九度山町では使用しません

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
A5	8001	通所型サービス1・定超	イ　通所型サービス費（みなし）	事業対象者・要支援1		1,647単位	定員超過の場合 × 70%	1,153	1月につき
A5	8002	通所型サービス1日割・定超				54単位		38	1日につき
A5	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2		3,377単位		2,364	1月につき
A5	8012	通所型サービス2日割・定超				111単位		78	1日につき
A5	8003	通所型サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	378単位		265	1回につき
A5	8013	通所型サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位		272	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
A5	9001	通所型サービス1・人欠	イ　通所型サービス費（みなし）	事業対象者・要支援1		1,647単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,153	1月につき
A5	9002	通所型サービス1日割・人欠				54単位		38	1日につき
A5	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2		3,377単位		2,364	1月につき
A5	9012	通所型サービス2日割・人欠				111単位		78	1日につき
A5	9003	通所型サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	378単位		265	1回につき
A5	9013	通所型サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位		272	

A6 九度山町通所型サービス（独自）サービスコード表（新規事業所：平成27年4月1日以降に開設した事業所）

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
A6	1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援1		1,647単位	1,647	1月につき
A6	1112	通所型サービス1日割				54単位	54	1日につき
A6	1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2		3,377単位	3,377	1月につき
A6	1122	通所型サービス2日割				111単位	111	1日につき
A6	1113	通所型サービス1回数		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	378単位	378	1回につき
A6	1123	通所型サービス2回数		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位	389	1回につき
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240	1月につき
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合		事業対象者・要支援1	376単位減算	−376	
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	−752	
A6	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	
A6	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算			225単位加算	225	
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算			150単位加算	150	
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算			150単位加算	150	
A6	5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A6	5007	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A6	5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算			120単位加算	120	
A6	6107	通所型サービス提供体制加算Ⅰ11	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A6	6108	通所型サービス提供体制加算Ⅰ12			事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A6	6101	通所型サービス提供体制加算Ⅰ21		(1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	48	
A6	6102	通所型サービス提供体制加算Ⅰ22			事業対象者・要支援2	96単位加算	96	
A6	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1		(1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ハ	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48	
A6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算1	リ 生活機能向上連携加算			200単位加算	200	
A6	4003	通所型サービス生活機能向上連携加算2		運動器機能向上加算を算定している場合		100単位加算	100	
A6	6201	通所型サービス栄養スクリーニング加算	ヌ 栄養スクリーニング加算（6月に1回を限度）			5単位加算	5	1回につき
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の59/1000 加算		1月につき
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の43/1000 加算		
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の23/1000 加算		
A6	6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A6	6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）		(3)で算定した単位数の 80% 加算		

網掛け部分は、九度山町では使用しません

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
A6	8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援1		1,647単位	定員超過の場合 × 70%	1,153	1月につき
A6	8002	通所型サービス1日割・定超				54単位		38	1日につき
A6	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2		3,377単位		2,364	1月につき
A6	8012	通所型サービス2日割・定超				111単位		78	1日につき
A6	8003	通所型サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	378単位		265	1回につき
A6	8013	通所型サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位		272	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
A6	9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援1		1,647単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,153	1月につき
A6	9002	通所型サービス1日割・人欠				54単位		38	1日につき
A6	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2		3,377単位		2,364	1月につき
A6	9012	通所型サービス2日割・人欠				111単位		78	1日につき
A6	9003	通所型サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	378単位		265	1回につき
A6	9013	通所型サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位		272	

AF　九度山町介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
AF	2111	介護予防ケアネジメント	イ　介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2	430単位	430	1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ　初回加算		300単位加算	300	
AF	6131	介護予防ケア小規模多機能連携加算	ハ　介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		300単位加算	300	